

Q&A

【補助対象者】

1	要綱第3条の中小企業者に該当するかどうかはどうやって判断すればよいのですか。	本補助金では、中小企業基本法第2条で規定する者を中小企業者としています。中小企業者に該当するかどうかは、資本金や従業員数、業種により判断してください。
2	医療法人、社会福祉法人、学校法人、NPO法人、宗教法人等は申請できますか。	申請できません。
3	個人は申請できますか。	申請できます。申請時に税務署へ開業届を提出していることが必要です。
4	会社であっても補助対象者にならない場合がありますか。	大企業(みなし大企業を含む。)、国や他の自治体等から同種の補助金等を受ける者、過年度に本補助金の上限額までの交付を受けた者も対象となりません。

【補助対象事業】

5	後継者候補がいませんが、事業承継計画の策定を補助の対象とすることはできますか。	補助の対象外です。
6	事業承継計画の策定はしていませんが、事業承継に係る登記が必要なため、登記の書類作成費用を補助対象とすることはできますか。	補助の対象外です。
7	事業承継計画にはどういったものが記載されている必要がありますか。	現状分析、今後の環境変化の予測と対応策・課題の検討、事業承継の時期、事業の方向性の検討、後継者の名前、後継者を中心とした経営体制へ移行する際の具体的課題等が記載されていることが望ましいです。
8	経営承継円滑化法に関する書類作成費用は補助の対象となりますか。	補助の対象外です。
9	金融機関の支援を受け事業承継に取り組んでいます。支援を受けている金融機関に委託したいのですが、補助対象となりますか。	補助の対象となります。
10	既に契約した委託事業を補助の対象とすることはできますか。	補助の対象外です。
11	過年度に本補助金の交付を受けた事業と同じ内容で別の専門事業者に委託したいのですが、補助対象となりますか。	補助の対象外です。
12	昨年度に本補助金で10万円の交付を受け、事業承継計画策定のための企業評価を行いました。今年度は、企業評価をもとに具体的な事業承継計画の策定を委託したいのですが、補助の対象となりますか。	過年度の補助金交付額が30万円に満たない場合は、30万円から過年度の補助金交付額を控除した額を上限に補助の対象となります。 ご質問の場合であれば、30万円から過年度の補助金交付額10万円を控除した20万円を上限に補助の対象となります。

13	昨年度に本補助金で30万円の交付を受け、親族を後継者とする事業承継計画を策定しました。しかし、その後の状況の変化により、親族への事業承継を諦め、M&Aに着手したいのですが、補助の対象となりますか。	既に30万円の補助金の交付を受けているため、補助の対象となりません。
14	補助事業の完了とは具体的にどのような状態ですか。	事業承継計画の策定の場合は、委託の成果を受領し、その代金の支払を終えた状態です。 M&Aの着手の場合は、仲介契約を締結し、着手金等の支払いを終えた状態です。
15	補助事業はいつまでに完了しなければなりませんか。	補助金の交付決定を受けた年度の3月31日までに完了しなければなりません。
16	補助事業の完了まで複数年かかる事業を申請することはできますか。	補助事業の完了まで複数年かかる事業を申請することはできませんが、例えば、初年度に企業評価を委託し、次年度に事業承継計画の策定を委託するような場合、初年度の補助金額が30万円未満であれば、30万円から初年度の補助金額を控除した額を上限に、次年度の補助金を申請することは可能です。
17	常時雇用する従業員について教えてください。	労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする従業員です。 <例：対象外> 法人：役員 個人事業主：個人事業主及び同居の親族従業員

【補助対象経費】

18	消費税は補助対象経費に含まれますか。	補助対象経費に含みません。
19	振込手数料は、補助対象経費に含まれますか。	補助対象経費に含みません なお、支払いに当たって、振込手数料を先方負担として、代金から振込手数料を差し引いて支払いを行った場合は、実績報告の際に、補助事業に要する経費から振込手数料相当額を差し引いて精算していただきます。
20	補助対象のデューデリジェンス(適正評価手続き)費用とはどのような内容ですか。	専門事業者に依頼し、基本合意前に売り手から提出された資料と実態との差異を調査する費用で譲り受け側が対象となります。具体的には、財務、税務、法務等に関するデューデリジェンス費用等が該当します。 (注)デューデリジェンスを行った資料は実績報告時にご提出いただきます。

【補助事業の交付決定】

21	先着順ではないのですか。	募集期間に予算額を超える申込みがあった場合は、提出された事業計画書等の書類審査を行い、事業の妥当性・適格性・必要性・実現可能性等がより高いと認められる者から順に交付決定を行います。 上記募集期間後に予算残があれば、以後は先着順となります。
22	審査に当たってはどのような観点から評価されるのですか。	募集期間に予算額を超える申込みがあった場合は、提出された事業計画書等の書類をもとに、事業の妥当性・適格性・必要性・実現可能性等の観点から審査を行います。なお、国(中小企業庁)が推進するパートナーシップ構築宣言をしている企業には、加点措置を行います。 事業の妥当性等に関する事情の存在があれば、積極的に事業計画書に記載してください。
23	妥当性等に関する事情の存在を積極的に事業計画書に記載したいのですが、どの欄に記載すればよいのですか。	「事業の具体的内容」の欄に記載してください。